

労働総研 ニュース

No.432

2026年6月432号
(2026年6月28日発行)

発行 一般社団法人労働運動総合研究所(労働総研) office@rodosoken.com
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
☎・Fax (03) 3230-0441 労働総研HP 🖱️ <https://rodosoken.com/hp/>

労働総研が理事会を開催

2026.06.21

全議案を賛成多数で採択

一般社団法人労働運動総合研究所(以下、労働総研)は6月21日、2026年度第1回理事会を開催しました。理事会には理事13人が参加し、理事会の成立要件(理事総数16人の3分の2以上の参加)を満たして開会しました。なお、2人の監事も参加しました。理事会は、以下のような議題について報告・提案／質疑・討論／確認・採択の順で議事を進め、一部加筆・訂正も行い、すべての議案を出席者の多数の賛成を得て、終了しました。

<理事会の議事>

I. 報告事項

1. 会員の状況
2. 活動報告 研究活動の報告／出版・広報活動の報告／事務局活動・関係団体活動

II. 協議事項

1. メゾン平河町の建替え計画と労働総研事務所の売却・移転問題
2. 定時社員総会の日程・会場・次第(2026年8月1日午後2時～於:全労連会館)
3. 定時社員総会議案の検討

(1) 会員の状況および各分野別に活動報告

1. 会員の状況

労働総研の会員数は6月21日現在、個人会員14

3人、団体会員は58団体となっています。昨年の社員総会時から今回の理事会までに、入会者は4人、退会者は20人で、会員総数は20人減少しています。ちなみに退会者のうち死亡による退会が8人、退会申出者が8人、3年以上の会費未納者4人となっています。

2. 活動報告

分野ごとに、①研究活動(研究委員会・課題別研究プロジェクト・研究部会などの開催状況)、②出版・広報活動(出版・広報委員会の開催・クォーター発行・労働総研ニュースの発行)、③事務局活動・関係団体における活動の順に報告を行い、「社員総会の第1号議案」とすることを確認しました。

(2) メゾン平河町の建替え計画と労働総研事務所の売却・移転問題

1. 建替え決議に対して、(理事会として)賛成決議をあげる

労働総研の所在するマンション・メゾン平河町管理組合は、本年7月28日に「建替え決議に関する臨時総会」を開催することとなりました。そこで今回の理事会では「建替え決議への賛成に関する決議」を挙げました。※後掲の決議文全文参照。

2. 事務所の売却・移転問題についてのとりくみ

「事務所の売却・移転問題」の今後については、以下のような基本方針を確立しました。

① 資金的に建替え計画に参加できない

建替え事業には多額の資金が必要であり、労働総研が建設される新しいマンションに入ることはできない。建替え計画を機に、一般社団法人・労働総研事務所の土地・建物の所有権を売却することが適切だと考える。あ

② 主要な日程は、2027年3月ごろには事務所の売却手続き。11月までには事務所を移転する。

③ 2つの作業部会を設置し、専門家も配置してとりくむ。

労働総研として事務所の売却・移転問題は初めての経験であり、申請の準備、手続き、売却後の諸問題・課題など、作業部会(事務所移転/財務構造中計)をつくり、専門家の力も借りてとりくむ。

< 目次 >

- 2026年度第1回
労働総研が理事会を開催 ...1
◇労働者代表と職場の時間外労働...2
～労働政治研究部会
◇教職員の労働安全衛生テーマ ...3
～労働時間・健康問題共同研究会

(3) 第5回定時社員総会に向けて

1. 日程・会場・次第および総会議案

理事会は、次回の定時社員総会の日程を8月1日午後2時から4時とし、会場は全労連会館3階会議室(304・305号室)で開催することを確認しました。

2. 定時社員総会議案を賛成多数で採択。

理事会は、次回の定時社員総会の議案(第1号議案・2025年度の活動報告/第2号議案・2025年度の決算報告/第3号議案・2026年度の活動計画/第4号議案・2026年度の予算/第5号議案・役員の変更)について討論し、一部の加筆・訂正・削除を確認し、賛成多数で採択しました。

3. 社員総会の議案は、7月中旬に会員のみなさん宛に郵送・送信いたします。なお、招請状と議決権行使書を同封いたします。web送信も行います。書類に必要事項(氏名・出欠・賛否など)をご記入の上、ご返信・返送してください。

以上

参考: メゾン平河町(事務所所在のマンション)の建替え決議への賛成に関する決議

一般社団法人労働運動総合研究所 2026年度第1回通常理事会は、当研究所の事務所が所在するマンション・メゾン平河町の建替え決議に関して賛成することを、出席理事の過半数をもって決議する。

2026年6月21日

労働総研2026年度第1回理事会

はじめに

労働総研の事務所は2006年、会員であった故・神尾京子氏から遺贈されたものです。事務所のあるマンション・メゾン平河町は築50年以上が経過しており、2011年3月の東日本大震災で被災しました。2013年6月に受けた耐震診断の結果は構造耐震指標を下回り、2016年8月には千代田区より「除去の必要性に係る認定通知書」を受領しています。マンションの管理組合(以下「管理組合」)は耐震補強の工事では費用・工事ともに困難であり、建替えが適当と判断しました。

マンション建替え計画の進捗と労働総研の審議経過
労働総研は2024年8月、定時社員総会で「管

理組合」の建替え検討状況を共有し、「管理組合」から具体的な案が示された場合には、企画委員会で検討した上で理事会に諮ることを確認しました。

翌2025年7月から「管理組合」は「建替え計画」に対する個別説明を開始しました。これを受けて労働総研は2025年度9月の第3回理事会において、「2026年3月頃に臨時社員総会を開催し、審議事項として事務所売却することを決定したい」との提案を審議しました。

建替え計画は、2026年4月施行の「マンションの再生等の円滑化に関する法律」を念頭に置き「想定スケジュール」(下記参照)をもとに進められました。こうして本年7月28日に「建替え決議に関する臨時総会」が開催されることとなりました。

※参考

<想定スケジュールの概要>

2026年7月28日

建替え決議に関する臨時総会を開催
2027年3月 建替え組合設立総会
7月 土地・建物の所有権の変換
11月 部屋明渡を完了。

以上

////////////////////////////////////

活動報告

.....

労働者代表と職場の時間
外労働の実態で議論

第11回 労働政治研究部会

.....

労働政治研究部会は、5月28日に第11回目を開催しました。今回は「事業場における労働者代表についてのヒアリング結果」について、赤堀正成氏からは小売業A社について、村上英吾氏から出版業B社について報告があり、質疑応答と議論を行いました。

A社には複数の事業場がありますが、それぞれに過半数組合が存在しており、同一の36協定を作成して過半数組合の委員長が署名しています。当然、労働者代表選挙は行われていません。A社は企業別組合であり、労組の支部を通じて各事業場に分会が置かれています。A社では安全衛生委員会活動は法令通りに行われており、産業医と組合の専従役員が職場に赴いて点検活動を行っています。

なお、A社と委託関係のある運送業C社につ

いて中澤秀一氏から補足の報告がなされました。A社労働組合とC社労働組合とは同一の産業別組織に属しています。

出版業B社は単一事業所で、過半数組合が存在しています。B社がA社と異なる点は、B社では元組合役員が現在の経営陣の中に入っていることです。労使関係は良好で、普段から人事に関する情報は会社から組合に提供されています。

36協定では、月間の時間外労働の上限は原則として20時間で、特別条項はありません。時間外労働が36協定の上限「月20時間」を超える時には組合と協議をすることとされており、業務の抑制に努めています。しかし、印刷業務の締め切り間際には時間外労働が増えて20時間を超えてしまうこともあります。

現在、組合では、育児・介護休暇中の在宅勤務をどの程度認めるか、定年後の再雇用を定年延長に変更するかという課題に取り組んでいます。

テーマ:教職員の労働安全衛生

労働時間健康問題共同研究会

労働時間健康問題共同研究会は5月22日、「教職員の労働安全衛生」をテーマに研究会を全労連会館会議室で開催しました。

報告は、①「教職員の労働安全衛生とメンタルヘルス対策」をテーマに杉本正男(産業カウンセラー・社医研衛生推進者講習講師)、②「衛生推進者と小規模事業所での労働安全衛生活動」をテーマに大里総一郎(社医研理事・社医研衛生推進者講習講師)の両氏です。

教職員のメンタルヘルスの現状・問題・対策

杉本氏は冒頭に、教育現場教職員の状況として「教職離れ」が加速、教員採用試験受験者数が低下し、質の低下が懸念されています。離職者の増加傾向についての調査結果によると、若年教員の早期離職、精神疾患の休職者の増加が高止まりで、かなり深刻な事態であることを指摘しています。

次に「教職員のメンタルヘルスの現状と教育行政の施策」の内容を示して、教職員が心身の健康を壊し、教職離れを起している要因・背景と是正・改善のための対策として、(1)労働時間は、給特法を改正し、時間外勤務に対する手当支給を制度化(労基法37条除外規定廃止)し、①適正な勤務時間管理と時間外勤務の是正・改善対策。②勤務時間途中の45分休憩時間の取得が実現

できる労働条件の整備、③人員確保が条件、④勤務間インターバルの実施が実現できる諸条件を整備するなどの必要性を指摘しました。

(2)教育条件整備では、教育予算を確保し教職員の数・人を増やし業務量を減らす。多少の業務改善では長時間労働の現状は変わらない。

(3)教育政策では、「義務標準法」を改正し、教職員数を大幅に増やすことが教育諸問題解決の基本・根本的対策であること。学習指導要領は「目安」とし、教職員に教育活動・教育研究の自由とゆとりを保障すること。文部行政の教育支配・介入を排除すること、を指摘しました。

(4)労働安全衛生施策では、都道府県、市町村教育委員会に労働安全衛生課を設置し労安施策の徹底・促進すること。ストレスチェックの「ストレス判定図」を活用し労働条件・労働環境の改善。衛生管理者・衛生推進者への専門研修を強化し、衛生委員会活動を活性化すること。「心理的安全性のある職場環境」(対人リスクを恐れず、安心して自分らしくいられる状態)労安施策には作業管理、作業環境管理、健康管理、安全衛生教育、災害防止対策を計画的・継続的に地道に取り組むこと等々を、詳細な資料データを駆使して解説されました。

衛生推進者養成講習と職場の労働安全衛生活動
大里氏はまず、教職員の労安活動をを進めるためにどうすべきか、を報告しました。

教職員の心身の健康がいま危機的現状である。長時間労働・現職死・ストレス・精神疾患の休職者・睡眠の不足などの原因は労働時間の法的規制や人員定数増の改善ができない体制にあることを指摘しました。そこで改善のために労働安全衛生法などの法律を使つての職場での活動に大きな意義があり、この労安活動を教職員の職場に根付かせようと、以下の2つの活動を提起しました。

一つは安全衛生に関する学習と交流のとりくみです。2017年当初はフォーラム形式でしたが、コロナ禍で労安交流会としてオンラインに切り替え、今年の6月で10回目を迎えます。二つ目には衛生推進者の養成講習会です。学校における衛生推進者の役割は資格をとり衛生推進者の活動と衛生委員会が重要です。内容は中災防のテキストです。東京土建と民医連の講習会は、東京土建は講習会と安全衛生委員会をつないで活動し、民医連講習会はオンライン含め93名の受講者を組織しています。

衛生推進者の講習会と職場の安全衛生活動は、小規模職場でも労安活動をとりくむことができます。それが事業者の責任を自覚させ、労働者に依

抛する労安体制づくりを進めることが大切です。
(研究会責任者 佐々木昭三)

活 動 日 誌

<2026年6月>

- 01 出版・広報委員会(第1回)
- 02 国民春闘白書打合せ
- 03 (財)全労連会館理事会
- 04 事務局会議
- 11 労働総研・会計監査
企画委員会
- 18 女性労働研究部会
- 21 第1回通常理事会